

入院したときの食事代が変わります

令和8年6月1日から入院した際の食事代の標準負担額が変わります。1食につき、最大40円引き上げとなります。

(1食あたり)

区分	入院日数	令和8年5月 まで	令和8年6月 から
住民税課税世帯	日数にかかわらず	510円	550円
住民税非課税世帯	過去12ヶ月以内で90日以内の入院	240円	270円
低所得者Ⅱ ※2	過去12ヶ月以内で90日を超える入院 <u>別途申請が必要 ※1</u>	190円	220円
低所得者Ⅰ ※2	日数にかかわらず	110円	130円
指定難病患者	日数にかかわらず	300円	330円

※1 入院日数が90日を超える場合は、別途申請することで減額されます。

※2 限度区分が【低所得Ⅱ】【低所得Ⅰ】の方は限度区分が記載された資格確認書を提示する必要がありますので、窓口にて申請の手続きをしてください。

なお、オンライン資格確認をする場合、申請不要です。

- 療養病床に入院する場合は、食事代等が変わる可能性があります。詳しくは窓口にてお問い合わせください。

【問合せ先】

小林市役所 ほけん課

後期グループ 0984-23-0116

【手続き窓口】

小林市役所 ほけん課

野尻・須木庁舎（住民生活課）